

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成25年6月7日(金)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	安藤洋一
	委員	水野智見	委員	伊藤俊一
	委員	中村英子	委員	奥田信宏
	委員	大原龍彦		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	消防長	大橋清	消防次長 兼消防署長	坪井利親
	消防本部 総務課予備部長 兼課長	伊藤啓二		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第34号 蟹江町火災予防条例の一部改正について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集をいただきました。ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催をいたします。

改選になって初めての委員会であります。またことし1年よろしくお願いをいたします。

本委員会に付託されております案件は1件でございます。慎重に審査をお願いいたします。

審査に先立ちまして、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされますようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくようお願いを申し上げます。

それでは、議案第34号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○消防長 大橋 清君

特にありません。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

○委員 中村英子君

それでは、ご指名がありましたので。さっきもちょっとお話ししていたんですけれども、条例そのものの変更について別にとやかくないんですけれども、家庭の中において火災予防の報知器というようなものを徹底するように数年前に法制化されましたけれども、大体もし把握しているなら、町内で普及率というのがどのような状態にあるのかということをおのれちちょっと教えていただければいいかなと思います。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

失礼いたします。

住宅用火災警報器につきましては、平成18年6月から新築住宅は消防法によりまして義務化、設置義務が課せられました。既存住宅につきましては、平成20年5月31日までを期限として火災予防条例で設置の義務化をいたしました。

先ほどのご質問で、住宅用火災警報器の設置率でございますが、蟹江町につきましては24年6月1日現在で75.0%でございます。愛知県につきましては、愛知県全体で81.4%。それから、全国でいいますと、77.5%の設置率ということになっております。

ただ、蟹江町につきましては、すべての住宅に確認したわけではなくて、平成23年11月21日にジャンボエンチャーにおきまして、200名の在住の方に街頭アンケートと申しますか、ジャンボエンチャーにおいてアンケートをとりまして、その結果が75%という形になっております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

○委員 中村英子君

だから、それは推計ですよ。推計すると、エンチャーに来た人200名に調査したら、75%が入れているというのはね、ちょっとにわかに信じがたい数字ですけどもね。大体、統計上はね、2%調査すれば全体が出るというふうに言われてはいますけれども、75%もちょっと入れているような感じもしないですけどもね、実感としては。どうなんでしょうね、この実態の把握の仕方。

県のほうとかのやり方もそういうやり方ですか。県のほうの調査は、どういう調査方法によって行われているんですか。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

各市町村の調査は確認はしてございませんが、無作為にアンケートをとっています。全戸で確認してあるというところは少ないと思います。

○委員 中村英子君

特に心配なのは、高齢の人のひとり暮らしが、蟹江町でももう1,000世帯以上が高齢者の65歳以上のひとり暮らしというものがあるものですから、特に女の人のほうが圧倒的に多いかなというふうに思いますので、そういうところをもし調査してみると、また結果も違ってくるような気もしないでもないですし、またそういう方々がちょっとやっぱり危ないとか危険でもありますので、そういうふうなところが行き渡っているのかどうかというようなことについてね、もし調べるなら調べるしていただいて、これは町内会でもね、ちょっと簡単に調べる方法もあるかもしれない。町内会のほうでどれぐらいそれをつけているのかということ調べてもらえば、そんなに本格的にやらなくても、そういうひとり暮らしの人たちに対してちょっとやってもらえれば実態がわかってくるのではないかなというふうに思いますので。

先ほど伺ったら、非常に今は安いものだというふうにね、二、三千円でできるという話なんですけれども、そういうこともちょっとわからない人も高齢の中には結構多いものだから、

少しその辺はもう少し細かく見ていただければいいかなというふうに思いますので、また機会があればそういうふうな調査や指導もやっていただければありがたいと思います。

実際に、蟹江町の中でそういうものによって、あれがあったでよかったなとか、そういうその実例みたいなものは把握しにくいかもしれないですけども、実際には気がつけばそれで、その報知器があったために気がついたというようなことは、実際としては火事としては発生しないので、そのことの把握は難しいかもしれませんが、実際そんなようなことが、これをつけておいてよかったなみたいなことが例としてあるんだったら、またそれについても言っていただければいいかなと思いますけれども。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

今の奏功例でございますが、蟹江町でも確かに住宅用火災警報器が設置してあることによりまして、初期の段階で火災が発見されたということがございます。

全国的に申し上げますと、平成20年から平成22年までの3年間で、建物火災を限定して、住宅用火災警報器がついておる建物とついていない建物の比較をしまして効果を分析したものがございます。それによりまして、住宅の100軒当たりの火災の死者につきましては、ついておる住宅とついていない住宅では、ついておる住宅が3割ぐらい死者が減っているという実績といいますか、効果も出ております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

今も言いましたようにね、ひとり暮らしのその高齢者の話なんですけれども、2人でも、夫婦の方でもそうなんですけれども、認知症というのがね、やっぱり今ちょっとかかっている人いまして、私の住んでいるところでも近所の方が、あの家は認知症、あの家も認知症というふうにわかっているというふうなところもあるぐらい、高齢の人がもうね、認知症で、片方だけという人もおるし、夫婦でそうということもあるんですよ。だから、そういう人たちというのはすごく、認知症になると皮膚の感覚とか人間的な感覚がほとんどないので、やけどしても熱さを感じないみたいな状態になるらしいんですよ、感覚的に。だから、認知症の人がちょっとふえて家庭にいらっしやると、その辺のところも特に注意が必要かなと。だから、先ほども言いましたように、町内会なんかで特にそういう方々がもし把握できれば率先してつけてもらうし、何らかの対策をしてもらうと大きなことにならなくて済むんじゃないかなと少し思いますので、高齢者がふえるにしたがって認知症の人もふえてきているので、その辺ちょっと注意しながらやっていただければいいかなというふうに思いますので、お願いします。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

○副委員長 安藤洋一君

今の中村さんのお話につながると思うんですけども、設置は義務化されておいて、その後のその維持管理に関しては何か規制というのがあるんですかね。というのは、電池式の場合だと、電池が7年から10年ぐらいですよ。その後に、やっぱりきちっと変えなさいよとか、そういう指導があるとか、見に行くとか、そういうことは特にないんでしょうか。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

電池の交換につきましては、機械が電池切れになりますと警告が鳴るようになっておりますので、それがそちらのほうになります。大体おおむね10年ぐらいもつというふうにお聞きしております。

あと、各世帯の設置状況とかそういったものは、なかなかお家のほう、自宅の中まで入って確認することは、なかなか個人情報とかいろいろな絡みがございますので、その維持管理につきましては、やはり各世帯、各個人で気をつけてやっていただきたいと思いますが、それについて、それに関する維持管理とかそういったものにつきましては、町の広報紙とかそういったものに掲載して周知徹底をしたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

ほかございますか。

○委員 中村英子君

それで、その警告の音なんですけれども、実際にそれ鳴ったところを私知らないんですけども、隣の家までも聞こえるようなあれなんですかね。どのぐらいのこの範囲で……。隣の家までも聞こえれば便利だけれども、どれぐらいのその私は音響なのかはよくわからないんですが、その家だけのことなのか。例えば、さっきも言ったように、認知症の方がいたとしても、隣の家までも聞こえれば、それはもう駆けつけるということもできるけれども、そのお家の中だけだったら、認知症の人が気づかなければそのままなので、音というのはどれぐらいに影響がある。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

済みません。数字的な何デシベルというのはちょっと今こちらのほうに持っていないものですから、確認ができないですが、基本として寝室につけるように設置義務づけがされておりまして、要は自分の寝とる部屋のその人に対してわかるようにということで作られておるものですから、それほど大きな音はしないと思うんですが、状況によっては愛知県内の住宅用火災警報器の奏功例で、こういった音で火災が発見できました、縮小できましたというのが毎日各本部から流れてくるんですけども、それを見ますと、隣にいる人がその音を聞

きつけて確認できてということもありますので、状況によっては外でも確認ができるかなと思います、それほど大きな音ではないかなと。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

他に質問はございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第34号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日付託をされました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては私にご一任願います。

ここで皆さんにお諮りをいたしたいと思います。13日の代表質問終了後に、消防指令センターと蟹江高校跡地を視察をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

よろしいですか。

○委員 中村英子君

異議はないですけれども、議運がありますけれども、どうなるんですか。

(「それは終わってから」の声あり)

議運終わってから。

○委員長 黒川勝好君

すべて終了後だそうです。

それでは、ご異議がありませんので、視察を行うことに決定をいたしました。

なお、視察は総務民生常任委員会も一緒に視察を行いますので、ご承知おきください。また、後日事務局から文書が発送されますので、お願いをいたします。

これで防災建設常任委員会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 1時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川勝好